

令和元年5月22日
東京二十三区清掃一部事務組合

職員の懲戒処分について

下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

1 被処分者

職層	所属部	年齢及び性別	処分内容
主事	施設管理部	47歳・男	停職15日

2 事件概要

被処分者は、平成21年度から平成30年度にかけて、通勤届の内容と異なる自家用車通勤を行い、通勤手当を不適正受給した。

このことは、地方公務員法第29条第1項第1号に抵触するため、懲戒処分とした。

なお、不適正に受給した通勤手当のうち、地方自治法第236条第1項により返納義務がある平成26年度から平成30年度までの5年分（計903,720円）は返納済みである。

3 処分年月日

令和元年5月21日（火）

【担当】総務部職員課

電話 6238-0653